

令和3年5月26日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

警 察 本 部 長

在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の推進について（通達）

在留外国人の安全の確保に向けた総合対策については、「在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の推進について（一般通達）」（令和元年5月27日付け組発第558号（関係各課合同）。以下「旧通達」という。）に基づき推進しているところ、この度、別添の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）等を踏まえて旧通達を見直し、別紙及び別表のとおり、「在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の基本方針」及び「在留外国人の安全確保に向けた総合対策に係る推進体制」を定め、本日から実施することとしたので、引き続き、在留外国人の実態に応じた施策を積極的に推進されたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

別紙

在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の基本方針

1 目的

在留外国人の安全の確保に向けた総合対策（以下「総合対策」という。）は、在留外国人（観光等の短期滞在や不法滞在の者を除いた外国人をいう。以下同じ。）の実態を踏まえ、外国人コミュニティ（在留外国人が多く集住する地域、在留外国人が多く所属する企業及び学校等並びに在留外国人が多く集まる繁華街及び商業施設等をいう。以下同じ。）を対象として、関係行政機関等（県、市町、出入国在留管理庁、労働局等の各行政機関、自治会等の住民団体、外国人を多数雇用する企業等をいう。以下同じ。）と協調し、各種警察活動を的確に行うことにより、

- ① 在留外国人に係る犯罪被害の防止
- ② 外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透の防止等

を図ることを目的とする。

2 実施すべき施策

(1) 各種警察活動の推進

在留外国人を孤立化させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという観点から、各外国人コミュニティの実態に応じて次に掲げる警察活動を積極的に行うとともに、協力関係を構築すること。

なお、在留外国人との円滑なコミュニケーションを支援するために、高度警察情報通信基盤システムのデータ端末に配信されている多言語翻訳機能を有効かつ適正に活用すること。

ア やさしい日本語を用いた防犯・交通安全等講習、外国語又はやさしい日本語による警察広報媒体等を使用した情報発信等の広報啓発活動

イ 通訳官による、又は通訳官（人）を帯同した巡回連絡

ウ 自主防犯団体との合同パトロール

エ その他（犯罪の取締り、災害対策、テロ対策、犯罪被害者等支援等）

(2) 関係行政機関等との連携

関係行政機関等に対し、外国人犯罪の状況等に関する情報提供等を行い、各関係行政機関等の実施する各種取組に警察として必要な協力を行うなど、各関係行政機関等との連携に努めること。

(3) 実態把握の推進

外国人コミュニティの実態は、社会経済状況等の変動に伴って常に変化するも

のであることから、部門間の連携、関係行政機関等との連携に配慮しつつ、警ら活動、現場臨場、巡回連絡、事件捜査、警察安全相談、外国人が関与するヤード・風俗店等への立入り等、通常の警察活動を通じて外国人コミュニティ及びそのネットワークについて着実に実態把握を推進し、犯罪組織等の浸透の予兆等を把握した場合には、早期に浸透を防止するよう努めること。

(4) 違法行為に対する厳正な取締り

我が国において在留外国人が安心して生活できるよう、在留外国人の就労等に際して悪質な仲介事業者等が介在することを防ぐため、悪質な仲介事業者等の実態把握に努めるとともに、これを把握した場合は、厳正な取締りを行うこと。

また、関係行政機関等と緊密に連携し、不法滞在事犯、偽装滞在事犯及びこれらの事犯を助長する犯罪インフラ事犯（地下銀行、偽装結婚、不法就労助長、在留カードの偽造等）の取締りを推進すること。

(5) 報告

所属長は、(1)から(4)までに掲げる施策等を実施したときは、組織犯罪対策課長が別に定める要領により報告すること。

3 体制の確立

総合対策を効果的に推進するため、別表のとおり、警察本部に「在留外国人安全確保総合対策推進本部」及び「在留外国人安全確保総合対策推進室」を設置するとともに、各警察署の統括責任者及び運用責任者を指定する。

4 賞揚の実施

各種施策や部門間連携等に関する功労があった所属又は職員に対して、積極的な表彰を行う。

別添

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（抜粋）

令和2年7月14日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

II 施策

1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(2) 啓発活動等の実施

【具体的施策】

- 政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」（毎年6月）において、関係省庁が緊密な連携を図りつつ外国人労働者問題に関する啓発活動等を行う。《施策番号5》

2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

(3) 悪質な仲介事業者等の排除

【具体的施策】

- 「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。《施策番号30》
- 法務省、厚生労働省、警察、文部科学省及び外務省は、必要に応じ、技能実習生・特定技能外国人等からの聴取、関係団体からの報告、実習実施者・受入れ機関等に対する立入検査、送出し国政府からの情報提供等を通じて国内外の悪質な仲介事業者等の存在を把握したときは、その情報を相互に提供するとともに、外国人技能実習機構に提供する。《施策番号33》
- 法務省、厚生労働省、警察、文部科学省、外務省及び外国人技能実習機構は、技能実習生、特定技能外国人、留学生等の受入れに係る外国の悪質な仲介事業者等に関する情報を把握したときは、必要に応じ、当該国の政府に対し、その情報を提供し、当該仲介事業者等に対し厳正な処分がなさ

れるべきことについて申入れ等を行うとともに、その情報を相互に提供する。

法務省、厚生労働省及び外務省は、国内外の悪質な仲介事業者等に関する情報提供を得たときは、当該仲介事業者等を排除するため、当該情報を所管法令に基づく調査や査証審査に活用する。また、法務省及び厚生労働省において、技能実習生については関係する監理団体等に対し、特定技能外国人等については国内にいる当該仲介事業者等又はその関係者に対し、それぞれ、悪質な場合は法令に基づいて適正に行政処分を行う。さらに、必要に応じ、捜査機関において犯罪捜査を行うなど適切に対処するとともに、これらの取組の状況等を白書等により定期的に公表する。《施策番号34》

3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備

【具体的施策】

- 安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報（在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等）について、「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、電子版（14か国版及びやさしい日本語版）をポータルサイトに掲載したところ、今後も関係省庁連携の下、必要に応じてその内容を拡充する。また、冊子化したやさしい日本語版を関係機関に配布等する。《施策番号48》
- 多言語自動音声翻訳の利用促進の観点も踏まえ、一元的相談窓口をはじめ、外国人と接する機会の多い行政機関の相談窓口においては、自動翻訳アプリ等を活用しながら、外国人の相談ニーズに適切に対応できる多言語対応を進める。《施策番号51》
- 外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進める。《施策番号52》
- 外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、ソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）を利用することも想定した対応を推進する。《施策番号55》

(2) 生活サービス環境の改善等

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

【具体的施策】

- 関係機関との連携の下、交通安全教育や交通安全についての広報啓発活動等を通じて、外国人の間にも日本の交通ルールに関する知識を普及させることにより、交通事故の防止を図る。

外国人向けの運転免許試験手続に関する警察庁ウェブサイトの拡充等、広報啓発活動を充実する。

また、外国の運転免許を日本の運転免許に切り替える際に行う知識確認について、やさしい日本語対応のほか、更なる多言語化を進めること、運転免許を新規に取得する際の学科試験において多言語化を進めること等について、地域の実情等に応じて対応するよう全都道府県警察に要請する。

あわせて、外国語の問題例について警察庁で作成する。

さらに、偽造運転免許証を用いた日本の運転免許証の不正取得事案を防止するため、外国の運転免許制度に係る情報収集を強化する。《施策番号77》

- 外国人からの110番通報に迅速・的確に対応できるよう、全都道府県警察において整備している三者通話システムの活用を推進するとともに、事件・事故等の現場における外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を有する装備資機材を活用する。また、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、引き続き、適切な通訳の確保を図る。加えて、検察庁に来庁等する外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語自動音声翻訳機器の整備を検討する。《施策番号78》

- 通訳人を同行した巡回連絡の実施、外国人に対する110番通報講習や防犯教室の開催、自主防犯団体との合同パトロールの実施等防犯対策の充実を図り、関係行政機関等とも連携しつつ、外国人が犯罪被害者となることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止等を図る。《施策番号79》

- 外国人が容易に我が国の警察に係る制度、活動等に関する情報を入手できるようにするため、ウェブサイトを見直し、外国語による掲載情報の拡充を図るなど、情報発信を強化する。《施策番号80》

(4) 外国人の子供に係る対策

【具体的施策】

- 補導の対象となった外国人少年について、非行を防止するため、日本人と同様、必要に応じて保護者同意の下、継続補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、学習支援活動や居場所づくり活動等に取り組み、外国人少年の健全育成を図る。《施策番号112》

4 新たな在留管理体制の構築

(3) 留学生の在籍管理の徹底

【具体的施策】

- 検挙された留学生について、その通っている日本語教育機関が判明した場合に、警察庁が法務省及び外務省に対して当該日本語教育機関の情報を提供し、法務省において当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用するとともに、外務省において査証審査に活用する取組を更に推進する。外務省は、査証審査等により判明した、要件を満たさない留学生に係る日本語教育機関の情報を法務省等に提供し、法務省は、当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用する。《施策番号172》

(4) 技能実習制度の更なる適正化

【具体的施策】

- 法務省による技能実習における失踪者に係る情報等の収集・分析の結果、実習実施者について賃金不払等の労働関係法令違反が認められた場合には、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構が連携の上、更なる調査を進め、実習実施者・監理団体等に対する指導助言、立入検査、改善命令等の措置を講ずるほか、悪質な場合は、実習実施者及び監理団体に対し、許可の取消し等の処分を行う。労働関係法令違反の疑いについては、法務省から厚生労働省への通報により、労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせる。加えて、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構は、必要に応じ、関係行政機関に対して情報提供や告発等を行い、関係行政機関においては、法令に基づいて適切に対処する。こうした取組の状況等については、白書等を通じて定期的に公表する。《施策番号178》

(5) 不法滞在者等への対策強化

【具体的施策】

- 法務省は、摘発体制の整備を図るとともに、関係機関との協力関係を強化し、情報共有の緊密化・迅速化を図ることにより、一層の摘発を行う。また、

インターネット上における不法就労先の斡旋、偽変造在留カードの売買等、退去強制事由に該当する情報をはじめとした情報の収集・分析機能を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発を行う。

不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りの推進のため、地方出入国在留管理官署は、警察や地方労働局等の関係機関との協力関係を強化し、緊密な情報共有を行うとともに、収集した情報の分析を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発の推進に努める。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯及び不法就労助長事犯に関与する仲介事業者及び雇用主を積極的に摘発するなど、悪質な仲介事業者及び雇用主に対して厳格な対応を行う。さらに、不法就労等の防止、不法滞在者の地方出入国在留管理官署への自主的な出頭の促進等に向けた広報・啓発活動及び指導を積極的に実施する。

《施策番号182》

別表

在留外国人の安全確保に向けた総合対策にかかる推進体制

在留外国人安全確保 総合対策推進本部	本部長	刑事部長	
	副本部長	刑事部首席参事官	
	委 員	警務部首席参事官	
		生活安全部首席参事官	
地域部首席参事官			
交通部首席参事官			
		警備部首席参事官	
在留外国人安全確保 総合対策推進室	室 長	組織犯罪対策課長	
	副室長	組織犯罪対策課次長	
	運営責任者	組織犯罪対策課国際捜査室長	
	庶 務	組織犯罪対策課国際捜査室	
	対策室員		総務課企画担当
			総務課公安委員会事務担当
			総務課広報担当
			総務課広聴担当
			警務課被害者支援担当
			生活安全企画課企画担当
			生活安全企画課犯罪抑止対策担当
			生活安全企画課許可等事務担当
			人身安全対策課人身安全対策担当
			少年課少年サポートセンター副センター長
			少年課捜査担当
			生活環境課生活環境特別捜査担当
			サイバー犯罪対策課捜査担当
			地域課企画担当
			地域課指導担当
			通信指令課企画指導担当
		刑事企画課企画担当	
		捜査支援分析課分析担当	
	捜査第一課事件指導担当		
	捜査第二課知能・金融担当		
	捜査第三課組織窃盗捜査担当		
	組織犯罪対策課企画指導担当		
	組織犯罪対策課薬物銃器捜査担当		
	組織犯罪対策課暴力団対策担当		
	組織犯罪対策課暴力団取締担当		
	組織犯罪対策課特殊詐欺捜査担当		
	組織犯罪対策課国際捜査指導担当		
	交通企画課企画担当		
	交通企画課安全対策担当		
	交通指導課指導取締担当		
	交通指導課交通捜査指導担当		
	運転免許管理課企画担当		
	警備企画課企画担当		
	警備第一課第一担当		
	警備第一課第二担当		
	警備第一課第四担当		
	警備第二課危機管理担当		
	警備第二課災害対策担当		
大規模警察署	統括責任者	副署長	
	運用責任者	事件指導官又は刑事第二課長	
中・小規模警察署	統括責任者	副署長	
	運用責任者	刑事（第二）課長又は生活安全刑事課長	